

当初・変更

工事執行機関 41371 富岡土木事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和3年4月9日
工事番号	21-41371-0026	工事名	公共災害復旧（再復）工事（道路）	着工	令和3年4月9日
入札執行年月日	令和3年3月24日	発注種別	01 一般土木工事	完成	令和4年1月17日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	落合浪江線			予定価格	126,084,200
工事箇所	自 双葉郡浪江町大字小丸地内外			最低制限価格	
	至			調査基準価格	
工事概要	道路災害復旧 L=291.1m W=3.1~5.7mブロック積み A=74.0m ²				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100002561 (株) 泉田組	双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17-1		
	(1) 114,000,000	(2)	125,400,000
	(3)	(4)	
100002584 田中建設(株)	(1)	(2)	辞退
	(3)	(4)	
100002586 横山建設(株)	(1) 114,700,000	(2)	
	(3)	(4)	
100002587 丸川建設(株)	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
100002614 加藤建設(株)	(1)	(2)	辞退
	(3)	(4)	
100002625 西本建設(株)	(1)	(2)	辞退
	(3)	(4)	
100002630 (株) 彩輝	(1)	(2)	失格
	(3)	(4)	
100003229 (株) 五大	(1)	(2)	辞退
	(3)	(4)	
100003643 (有) 三瓶組	(1)	(2)	辞退
	(3)	(4)	
100003652 (有) 河原組	(1)	(2)	辞退
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

当初・変更

工事執行機関 41371 富岡土木事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和3年4月9日
工事番号	21-41371-0026	工事名	公共災害復旧（再復）工事（道路）	着工	令和3年4月9日
入札執行年月日	令和3年3月24日	発注種別	01 一般土木工事	完成	令和4年1月17日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	落合浪江線			予定価格	126,084,200
工事箇所 自	双葉郡浪江町大字小丸地内外			最低制限価格	
至				調査基準価格	
工事概要	道路災害復旧 L=291.1m W=3.1~5.7mブロック積み A=74.0m ²				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
100003654 大和田建設（株）	(1) (3)	(2) (4)	辞退
100021248 （株）橋本組	(1) (3)	(2) (4)	辞退
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

今回工事を行おうとする工事は、下記1の公共災害復旧工事（道路）である。

この工事の契約にあたっては、下記2の記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約によることとしたい。

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事名 | <u>公共災害復旧（再復）工事（道路）</u> |
| (2) 路・河川名 | <u>落合浪江線</u> |
| (3) 工事箇所名 | <u>双葉郡浪江町大字小丸地内外</u> |
| (4) 工事内容 | <u>復旧延長 L=291.1m</u>
<u>コンクリートブロック積工 A=74.0m²</u>
<u>落石防止柵 L=69.0m</u> |

2 随意契約の理由

当該業務は平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した浪江町大字小丸地内外の落合浪江線の復旧に向けた災害査定の採択を受けた箇所の災害復旧事業である。

当該箇所は被害が甚大であり、一刻も早い復旧・復興事業の実施が求められているため、「公共工事に係る随意契約ガイドライン」2（2）アに基づき、緊急の必要により手続き等に相当の期間を要する競争入札ではなく、随意契約としたい。